

死者に関する情報の提供に係る申出書

申出書記入日

年 月 日

(実施機関)

様

(申出者)

住所又は居所

〒

申出者の住所又は居所をご記入ください
お勤め先に送付を希望される場合は空欄
に併記願います

(ふりがな)

名前

電話番号

()

福山市死者情報の提供に係る取扱要綱第3条の規定により、次のとおり死者に関する情報の提供を申し出ます。

1 提供対象者の情報

住所又は居所

(ふりがな)

名前

開示を希望される患者様の情報をご記入ください

2 提供対象者との関係（該当する項目にチェックしてください。）

- 対象者の死亡時において同居し、又は生計を一にしていた親族
- 3親等内の親族
- 対象者の死亡時において法定代理人であった者
- 対象者の相続人
- その他（ ）

3 提供を受けたい情報（具体的に特定してください。）

開示を希望される患者様の情報・請求内容を記載してください
・いつからいつまでの記録が必要か
・必要な記録の種類（診療録、検査記録、画像など）

4 求める提供の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

- ア 窓口来所による開示の実施を希望する。
＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付
- イ 写しの送付を希望する。

閲覧以外は「写しの交付」へチェックをしてください

注 申出の際は、申出者本人であることを示す書類及び提供対象者示又は提出が必要です。

郵送希望の場合はイに○印を付してください

本人確認等（※次のチェック欄は、職員が記入します。）

※記載の必要はございません
（2枚目は職員が記入します）

（1）窓口来所の場合

窓口に来所して申出をする場合、①本人確認のため、運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、住民基本台帳カード（注）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を **提示し、又は提出してください。**

あわせて、②提供対象者の死亡の事実及び申出者との関係性確認のため、戸籍謄本、死亡診断書、成年後見登記の登記事項証明書等を **提示し、又は提出してください。**

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

① 次のうちいずれか1点

- 運転免許証
- 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
- 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- その他の本人であることを証する書類（ ）

② 死亡の事実及び関係性が分かる書類

- 戸籍謄本 死亡診断書 成年後見登記の登記事項証明書
- その他の死亡の事実及び関係性を示す書類（ ）

（2）送付の場合

この申出書を送付して死者に関する情報の提供を求める場合には、(1) ①にある書類のコピー及び②にある書類の原本に併せて、住民票の写し（ただし、申出の前30日以内に作成されたもの）に限り、**提出してください。**住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、コピーしたものの提出は認められません。

※個人番号カードのコピーを提出する場合は、表面のみコピーしてください。

※住民票の写しに個人番号（マイナンバー）の記載がある場合、黒塗りしてください。

次の書類（(1) ①の書類のコピー及び②の書類の原本と併せて提出）

- 住民票の写し等